

様式第三（第5条関係）

認定事業再構築計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成25年9月17日
2. 認定事業者名 常石造船株式会社、多度津造船株式会社

3. 認定事業再構築計画の内容

(1) 事業再構築計画に係る事業の目標

新製品の効率的な建造及び収益力の向上を目的として、常石造船株式会社の国内工場の一つである多度津工場に係る事業を2013年9月1日付で、完全子会社である多度津造船株式会社に吸収分割方式により承継する。

常石造船株式会社は、技術開発を継続し、国内工場を2工場体制から本社1工場体制に経営資源を集約することで、船種の選択と集中を行い、マーケットニーズを先取りした新製品の開発を効率化し、短期間で市場投入しつつ、生産性の向上を図り、競争力を向上させることで、企業価値の更なる向上を目指す。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

生産性の向上としては、平成26年度には平成24年度に比べて、有形固定資産回転率を10%向上させることを目標とする。

4. 認定事業再構築計画に係る事業再構築の内容

(1) 事業再構築に係る事業の内容

①中核的事業

船舶の建造

②選定理由

常石造船株式会社は、中型バルクキャリアの建造においては、業界トップシェアであり、常にマーケティングを元にした新商品の提供を行うなど競争力・収益力の強化に継続して取り組んできている。

今後も、造船事業は、常石造船株式会社の売上比率や利益比率からみても収益の柱であり、常石造船株式会社の中核的事業といえる。

③事業再構築に係る事業の内容

(事業の構造の変更：分割)

・分割会社

名 称： 常石造船株式会社

住 所： 広島県福山市沼隈町常石1083番地

代表者の氏名： 代表取締役社長 川本 隆夫

資 本 金： 100,000,000 円

・承継会社

名 称： 多度津造船株式会社

住 所： 香川県仲多度郡多度津町東港町 1 番地 1

代表者の氏名： 代表取締役 川本 隆夫

分割後の資本金： 100,000,000 円

・分割日 平成 2 5 年 9 月 1 日

(事業革新)

常石造船株式会社保有の建造工場を常石工場に集約させることで、2014 年に販売する 2016 年建造船を常石工場の特性に合わせた開発とすることが可能になり、開発に掛かる期間とコストを減らすことができる。

また、工場の建造においても、管理面のコストを削減することができる。

これらにより、マーケットニーズを先取りし、国際的なコスト競争力を持つ新商品をスピードを持って市場投入できる体制を目指す。

具体的には、国際ルールで要求されている CO2 削減目標（2020 年 20%、2025 年 30%）に対し、2013 年末までに 20%削減させた船型を開発し、マーケット価格に見合った価格で市場投入を行い、年間売上高の 5%以上を目指す。

また、経営資源を集約することにより、平成 26 年度には、平成 24 年度に比べて有形固定資産回転率を 10%向上させることを目標とする。

一方、昨今の造船業界の状況を踏まえ、常石造船単体では自社工場として常石工場並びに多度津工場の生産量を確保することが難しくなることから、技術力を有した状態で多度津工場を分社することにより、常石造船のみならず造船事業他社からも建造の受注を受けることが可能となる。

従って、他社の人材確保を含めた規模拡大のニーズに対応しつつ、多度津造船の生産量を確保することが可能となり、造船技術／生産設備／人材を有効に活用することができる。

具体的には、2014 年操業時数に対して 20%以上の生産量を他社から受注することを目指す。

(2) 事業再構築を行う場所の住所

常石造船株式会社 本社： 広島県福山市沼隈町常石 1 0 8 3 番地

常石造船株式会社 多度津工場： 香川県仲多度郡多度津町東港町 1 番地 1

多度津造船株式会社 本社： 香川県仲多度郡多度津町東港町 1 番地 1

(3) 関係事業者・外国関係法人

多度津造船株式会社

常石造船株式会社が発行済株式総数の 100%を保有しており、法第 20 条第 1 項の
特定関係事業者に該当する。

(4) 事業再構築を実施するための措置の内容

別表のとおり

5. 事業再構築の実施時期

開始時期：平成 25 年 9 月

終了時期：平成 26 年 12 月

6. 事業再構築に伴う労務に関する事項

(1) 事業再構築の開始時期の従業員数（平成 25 年 8 月末時点）

常石造船株式会社 970 名

多度津造船株式会社 0 名

(2) 事業再構築の終了時期の従業員数

常石造船株式会社 790 名

多度津造船株式会社 148 名

(3) 事業再構築に充てる予定の従業員数

常石造船株式会社 70 名

多度津造船株式会社 148 名

(4) (3) 中、新規に採用される従業員数

0 名

(5) 事業再構築に伴い出向または解雇される従業員数

出向予定人員数 70 名

転籍予定人員数 148 名

解雇予定人員数 なし

7. 事業再構築に係る競争に関する事項

事業再構築により常石造船株式会社多度津工場の分社化が実施されても、適正な競争は
確保される。

別表 1

事業再構築の措置の内容

| 措置事項 | 実施する措置の内容及びその実施する時期 | 活用が見込まれる支援措置 |
|--|--|--|
| 事業の構造の変更 会社の分割による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上 | ①分割会社 名称：常石造船株式会社 住所：広島県福山市沼隈町常石1083番地 代表者氏名：代表取締役社長 川本 隆夫 資本金：100,000,000 円 ②承継会社 名称：多度津造船株式会社 住所：香川県仲多度郡多度津町東港町1番地1 代表者氏名：代表取締役 川本 隆夫 分割前の資本金：5,000,000 円 分割後の資本金：100,000,000 円 ③発行する株式を引き受ける者：常石造船株 ④分割日：平成 25 年 9 月 1 日 ※常石造船株式会社は承継会社の総株主の全議決権を有しているため、法第 20 条の要件を満たす。 | 法第 20 条 （特別支配会社への事業譲渡等に関する特例） 租税特別措置法第 81 条第 5 項（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減） |
| 事業革新 第 2 条第 4 項第 2 号イ | 常石造船株式会社保有の建造工場を常石工場に集約させることで、2014 年に販売する 2016 年建造船を常石工場の特性に合わせた開発とすることが可能になり、開発に掛かる期間とコストを減らすことができる。 また、工場の建造においても、管理面のコストを削減することができる。 これらにより、マーケットニーズを先取りし、国際的なコスト競争力を持つ新商品をスピードを持って市場投入できる体制を目指す。 具体的には、国際ルールで要求されている CO2 削減目標（2020 年 20%、2025 年 30%）に対し、2013 年末までに 20%削減させた船型を開発し、マーケット価格に見合った価格で市場投入を行い、年間売上高の 5%以上を目指す。 また、経営資源を集約することにより、平成 26 年度には、平成 24 年度に比べて有形固定資産回転率を 10%向上させることを目標とする。 一方、昨今の造船業界の状況を踏まえ、常石造船単体では自社工場として常石工場並びに多度津工場の生産量を確保することが難しくなるこ | 法第 24 条（中小企業基盤整備機構による債務保証） 租税特別措置法第 44 条の 3（事業革新設備等の特別償却） |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>とから、技術力を有した状態で多度津工場を分社することにより、常石造船のみならず造船事業他社からも建造の受注を受けることが可能となる。</p> <p>従って、他社の人材確保を含めた規模拡大のニーズに対応しつつ、多度津造船の生産量を確保することが可能となり、造船技術／生産設備／人材を有効に活用することができる。</p> <p>具体的には、2014年操業時数に対して20%以上の生産量を他社から受注することを目指す。</p> | |
|--|---|--|